

賞じゆつ金に関する訓令を次のように定める。

昭和38年4月8日

防衛庁長官 志賀健次郎

賞じゆつ金に関する訓令

改正

昭和41年	9月30日	庁訓第30号	平成12年	6月9日	庁訓第76号
昭和42年	8月1日	庁訓第18号	平成13年	2月26日	庁訓第9号
昭和46年	4月1日	庁訓第18号	平成13年	11月2日	庁訓第76号
昭和49年	4月11日	庁訓第22号	平成15年	12月19日	庁訓第73号
昭和51年	5月10日	庁訓第19号	平成16年	9月17日	庁訓第73号
昭和53年	12月14日	庁訓第36号	平成19年	1月5日	庁訓第1号
昭和54年	6月22日	空自訓第13号	平成20年	1月15日	省訓第1号
昭和57年	9月28日	庁訓第25号	平成21年	3月13日	省訓第5号
昭和60年	5月24日	庁訓第28号	平成21年	7月17日	省訓第44号
平成4年	4月10日	庁訓第35号	平成23年	3月24日	省訓第7号
平成4年	9月11日	庁訓第55号	平成25年	1月30日	省訓第7号
平成7年	3月27日	庁訓第11号	平成28年	3月28日	省訓第18号
平成8年	2月29日	庁訓第9号	平成28年	12月6日	省訓第69号
平成11年	9月6日	庁訓第47号	平成29年	3月28日	省訓第13号

(目的)

第1条 この訓令は、隊員の賞じゆつ金に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(賞じゆつ金授与の場合)

第2条 隊員が、次に掲げる場合において、一身の危険を顧みることなく職務を遂行し、そのため死亡し、又は障害の状態となつたときは、功労の程度に応じ、賞じゆつ金を授与することができる。

- (1) 防衛出動の職務に従事する場合
- (2) 国民保護等派遣により派遣される場合
- (3) 治安出動の職務に従事する場合
- (4) 治安出動下令前に内閣総理大臣の承認を得て行う情報収集の職務に従事する場合
- (5) 海上における警備行動に従事する場合
- (6) 海賊対処行動に従事する場合

- (7) 災害派遣により派遣される場合
 - (8) 地震防災派遣により派遣される場合
 - (9) 原子力災害派遣により派遣される場合
 - (10) 在外邦人等の保護措置又は輸送の職務に従事する場合
 - (11) 後方支援活動、協力支援活動、捜索救助活動又は船舶検査活動の職務に従事する場合
 - (12) 国際緊急援助活動又は当該活動に係る輸送の職務に従事する場合
 - (13) 部隊等により実施される国際平和協力業務又は国際平和協力本部長から委託を受けて実施される輸送の職務に従事する場合
 - (14) 自衛隊の所有し、又は使用する武器、弾薬、航空機、艦船その他防衛の用に供する物を警護するための職務に従事する場合
 - (15) アメリカ合衆国の軍隊その他の外国の軍隊その他これに類する組織の部隊であつて自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第95条の2第1項に規定する活動をいう。）に現に従事しているものの武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備又は液体燃料を警護するための職務に従事する場合
 - (16) 自衛隊の所有し、若しくは使用する施設又は合衆国軍隊の施設及び区域を警護するための職務に従事する場合
 - (17) 司法警察職員として職務に従事する場合
- 2 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第27条第1項の規定により派遣された自衛官が、国際連合の業務に従事する場合において、一身の危険を顧みることなく当該業務を遂行し、そのため死亡し、又は障害の状態となつたときは、功労の程度に応じ、賞じゆつ金を授与することができる。
- 3 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成7年法律第122号。以下「派遣職員処遇法」という。）第2条第1項の規定により派遣された隊員（以下「派遣隊員」という。）が、同法第2条第2項第1号から第5号までに掲げる業務に従事する場合において、一身の危険を顧みることなく当該業務を遂行し、そのため死亡し、又は障害の状態となつたときは、功労の程度に応じ、賞じゆつ金を授与することができる。
- 4 次の各号に掲げる場合において、それぞれ当該各号に掲げる隊員が、当該各号の職務に特有な事故により死亡し、又は障害の状態となつたときは、その状況に応じ、賞じゆつ金を授与することができる。ただし、特別弔慰金に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第33号）による特別弔慰金を授与することができるときは、この限りでない。
- (1) 航空従事者年間飛行規則（昭和30年防衛庁訓令第41号）第2条第1項に規定する航空従事者たる隊員又は航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令（昭和

30年防衛庁訓令第21号)第2条に掲げる航空業務に関する技能の修得を命ぜられている隊員が、航空機にとり乗して職務に従事する場合

(2) 空挺従事者の取扱に関する訓令(昭和30年陸上自衛隊訓令第39号)第2条第2号、第3号若しくは第4号に規定する空挺隊員、空挺訓練生若しくは落下さん基地整備員たる隊員又は救難のため航空機から落下さんを利用して降下する作業に関する技能の修得を行うことを本務とする航空自衛官が航空機にとり乗して職務に従事し、又は落下さんを利用する降下作業に従事する場合

(3) 潜水艦に乗組みを命ぜられた隊員が、潜航中の潜水艦内における職務に従事する場合

(4) 機雷、不発弾その他危険物の除去若しくは処理を命ぜられた隊員、弾火薬の試験若しくは検査を命ぜられた隊員又は化学防護等に係る危険物の試験若しくは検査を命ぜられた隊員が、当該除去若しくは処理又は試験若しくは検査に直接従事する場合

(5) 潜水作業を命ぜられた隊員が当該作業に従事する場合

5 派遣職員処遇法第2条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる業務のうち、兵器等の危険物の除去若しくは処理又は試験若しくは検査(以下この項において「除去等」という。)を命ぜられた派遣隊員が、当該除去等に直接従事する場合において、当該除去等に特有な事故により死亡し、又は障害の状態となつたときは、その状況に応じ、賞じゆつ金を授与することができる。

6 前各項に定めるもののほか、特に防衛大臣が定める場合において賞じゆつ金を授与することができる。

7 賞じゆつ金は、その授与すべき理由が、当該隊員の故意又は重大な過失に基づいて発生したものであるときは、これを授与しない。

(障害の程度)

第3条 前条によつて賞じゆつ金を授与される障害とは、国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号。以下第4条及び第6条において「法」という。)第13条第2項に規定する第1級から第8級までの障害等級に該当する障害をさし、その程度は、同項後段の規定による人事院規則の定めによる。

(賞じゆつ金の額)

第4条 賞じゆつ金の額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 第2条第1項第1号及び第3号の死亡又は障害の場合 防衛大臣が別に定める額

(2) 第2条第1項(第1号及び第3号を除く。)、第2項及び第3項の死亡の場合 別表第1に定める額

(3) 第2条第1項(第1号及び第3号を除く。)、第2項及び第3項の障害の場合 別表第2に定める額

(4) 第2条第4項及び第5項の死亡の場合 別表第3に定める額

(5) 第2条第4項の障害の場合（次号の場合を除く。）及び同条第5項の障害の場合
別表第4に定める額

(6) 第2条第4項第1号に係る障害の場合であつて、当該隊員が乗員の範囲等に関する
訓令（昭和37年防衛庁訓令第6号）第1条第1項第5号若しくは第8号、第2項第
1号又は第4項に規定する乗員又は第1条第1項第7号に規定する乗員たる航空自衛
官であり、かつ、当該航空機がターボジェット発動機を主な動力とする固定翼航空機
であるとき 別表第5に定める額

2 別表第1に定める「特に抜群の功労があり一般の模範となると認められるもの」又は
別表第3に定める「異常に危険な状況下において特別の任務を遂行している場合」であ
つて、当該功労又は当該危険が特に顕著であると認められるものについての賞じゆつ金
の額は、3,000万円とすることができる。

3 賞じゆつ金は、これを受ける遺族が法第17条の5第1項第3号又は第4号に掲げる
者であるときは、その2分の1に相当する額以内を減額することができる。

第5条 賞じゆつ金は、防衛大臣が当該隊員の自衛隊における既往の功労、遭遇した状況
及び過失の状況等を勘案して特に必要があると認める場合は、その額を増額し又は減額
することができる。

（遺族の範囲等）

第6条 賞じゆつ金を授与すべき遺族の範囲、順位等については、法第17条の5第1項
及び第2項並びに第17条の6第2項の規定の例による。

（賞じゆつ金の授与）

第7条 賞じゆつ金の授与は、防衛大臣が行う。

附 則

1 この訓令は、昭和38年4月8日から施行し、同年4月1日から適用する。

2 当分の間、賞じゆつ金の額は、国及び地方公共団体が地方公務員について授与する額
との権衡を考慮して、第4条及び第5条の規定にかかわらず、これらの規定により定め
られた額にその100分の100に相当する額を加算した額とすることができる。

3 隊員が、自衛隊法附則第8項各号に規定する活動に従事する間、一身の危険を顧みる
ことなく職務を遂行し、そのため死亡し、又は障害の状態となつたときは、第2条第1
項の規定に基づき、賞じゆつ金を授与することができる。

4 当分の間、隊員がイラク国内及びその周辺国（以下この項において「イラク国内等」
という。）で実施する自衛隊法附則第8項第1号に規定する対応措置に従事する場合に
おける賞じゆつ金の額は、イラク国内等の情勢を考慮して、附則第2項の規定により定
められた額にその100分の50に相当する額を加算した額とすることができる。

5 隊員が、第2条第1項第6号に掲げる場合に該当するときの当該隊員に対する賞じゆ
つ金の額は、附則第2項の規定により定められた額にその100分の50に相当する額

を加算した額とすることができる。

- 6 隊員が、第2条第1項第9号に掲げる場合に該当するときの当該隊員に対する賞じゆつ金の額は、附則第2項の規定により定められた額にその100分の50に相当する額を加算した額とすることができる。
- 7 隊員が、第2条第1項第13号に掲げる場合に該当するもののうち、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第3条第5号ラに掲げる業務に従事するときの当該隊員に対する賞じゆつ金の額は、附則第2項の規定により定められた額にその100分の50に相当する額を加算した額とすることができる。
- 8 隊員が、第2条第1項第10号に掲げる場合に該当するもののうち、在外邦人等の保護措置として行う車両による警護業務又は警護に伴う輸送業務に従事するときの当該隊員に対する賞じゆつ金の額は、附則第2項の規定により定められた額にその100分の50に相当する額を加算した額とすることができる。

附 則（昭和41年9月30日庁訓第30号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和41年9月30日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の防衛庁職員療養及び補償実施規則の規定及び附則第3項から第12項での規定による改正後の各訓令の規定は、昭和41年7月1日から適用する。

附 則（昭和42年8月1日庁訓第18号）

この訓令は、昭和42年8月1日から施行する。

附 則（昭和46年4月1日庁訓第18号）

この訓令は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年4月11日庁訓第22号）

- 1 この訓令は、昭和49年4月11日から施行する。
- 2 改正後の別表第1から別表第5までの規定は、昭和49年4月1日以後に死亡し、又は障害の状態となった者に係る賞じゆつ金について適用し、同日前に死亡し、又は障害の状態となった者に係る賞じゆつ金については、なお従前の例による。

附 則（昭和51年5月10日庁訓第19号）

- 1 この訓令は、昭和51年5月10日から施行する。
- 2 改正後の別表第1から別表第5までの規定は、昭和51年4月1日以後に死亡し、又は障害の状態となった者に係る賞じゆつ金について適用し、同日前に死亡し、又は障害の状態となった者に係る賞じゆつ金については、なお従前の例による。

附 則（昭和53年12月14日庁訓第36号）

この訓令は、昭和53年12月14日から施行する。

附 則（昭和54年6月22日空自訓第13号）（抄）

(施行期日)

1 この訓令は、昭和54年6月22日から施行する。

附 則 (昭和57年9月28日庁訓第25号)

この訓令は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則 (昭和60年5月24日庁訓第28号)

1 この訓令は、昭和60年5月24日から施行する。

2 この訓令による改正後の別表第1から別表第5までの規定は、昭和60年4月1日以後に死亡し、又は障害の状態となった者に係る賞じゆつ金について適用し、同日前に死亡し、又は障害の状態となった者に係る賞じゆつ金については、なお従前の例による。

附 則 (平成4年4月10日庁訓第35号)

1 この訓令は、平成4年4月10日から施行する。

2 この訓令による改正後の賞じゆつ金に関する訓令の規定は、平成4年4月1日以後の死亡し、又は障害の状態になった者に係る賞じゆつ金について適用し、同日前に死亡し、又は障害の状態になった者に係る賞じゆつ金については、なお従前の例による。

附 則 (平成4年9月11日庁訓第55号)

この訓令は、平成4年9月11日から施行する。

附 則 (平成7年3月27日庁訓第11号)

1 この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

2 この訓令の施行前に死亡し、又は障害の状態になった者に係る賞じゆつ金については、改正後の賞じゆつ金に関する訓令の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成8年2月29日庁訓第9号)

この訓令は、平成8年2月29日から施行する。

附 則 (平成11年9月6日庁訓第47号)

この訓令は、平成11年9月6日から施行する。

附 則 (平成12年6月9日庁訓第76号)

この訓令は、平成12年6月16日から施行する。

附 則 (平成13年2月26日庁訓第9号)

この訓令は、平成13年3月1日から施行する。

附 則 (平成13年11月2日庁訓第76号)

この訓令は、平成13年11月2日から施行する。

附 則 (平成15年12月19日庁訓第73号)

この訓令は、平成15年12月19日から施行する。

附 則 (平成16年9月17日庁訓第73号)

この訓令は、平成16年9月17日から施行する。

附 則 (平成19年1月5日庁訓第1号) (抄)

(施行期日)

この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則 (平成20年1月15日省訓第1号)

この訓令は、平成20年1月16日から施行する。

附 則 (平成21年3月13日省訓第5号)

この訓令は、平成21年3月13日から施行する。

附 則 (平成21年7月17日省訓第44号)

1 この訓令は、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律 (平成21年法律第55号) の施行の日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に海上における警備行動を命ぜられ、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処に従事している隊員に対する当該行動に係る賞じゅつ金に関する訓令附則第5項の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年3月24日省訓第7号)

この訓令は、平成23年3月24日から施行し、改正後の賞じゅつ金に関する訓令の規定は、同月11日から適用する。

附 則 (平成25年1月30日省訓第7号) (抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成25年2月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月28日省訓第18号)

この訓令は、平成28年3月29日から施行する。

附 則 (平成28年12月6日省訓第69号)

この訓令は、平成28年12月6日から施行する。

附 則 (平成29年3月28日省訓第13号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

功 勞 の 区 分	金 額
特に抜群の功勞があり一般の模範となると認められるもの	25,200,000円
抜群の功勞があり一般の模範となると認められるもの	18,700,000円
特に著しい功勞があると認められるもの	9,000,000円以上
	13,600,000円以下
功勞があると認められるもの	4,900,000円
備考 金額が上限額と下限額をもつて示されているものについては、その範囲内において、功勞に応じ、防衛大臣がその額を定める。	

別表第2(第4条関係)

障害の程度	功 勞 の 区 分		
	抜群の功勞があり一般の模範となると認められるもの	特に著しい功勞があると認められるもの	功勞があると認められるもの
第 1 級	18,700,000円	9,000,000円以上 13,600,000円以下	4,900,000円
第 2 級	15,500,000円	7,900,000円以上 12,100,000円以下	4,600,000円
第 3 級	13,600,000円	7,100,000円以上 10,700,000円以下	4,100,000円
第 4 級	12,100,000円	6,400,000円以上 9,500,000円以下	3,600,000円
第 5 級	10,300,000円	5,500,000円以上 8,200,000円以下	3,100,000円
第 6 級	9,000,000円	4,700,000円以上 7,000,000円以下	2,800,000円
第 7 級	7,600,000円	4,100,000円以上 5,900,000円以下	2,300,000円
第 8 級	6,400,000円	3,400,000円以上 4,900,000円以下	1,900,000円
備考			
<p>1 「抜群の功勞があり一般の模範となると認められるもの」であつて、その功勞が特に抜群であると認められ、かつ、障害の程度が第1級に該当するものについては、この表による金額に1,900,000円を加算する。</p> <p>2 金額が上限額と下限額をもつて示されているものについては、その範囲内において、功勞に応じ、防衛大臣がその額を定める。</p> <p>3 この表の障害等級又は金額の決定については、国家公務員災害補償法第13条第2項、第5項から第7項までの規定の例による。</p>			

別表第3（第4条関係）

状 況 の 区 分	金 額
異常に危険な状況下において特別の任務を遂行している場合	25,200,000円
特に危険な状況下において特別の任務を遂行している場合	18,700,000円
その他の場合	13,600,000円

別表第4（第4条関係）

障害の程度	状 況 の 区 分	
	特に危険な状況下において特別の任務を遂行している場合	その他の場合
第 1 級	18,700,000円	13,600,000円
第 2 級	15,500,000円	12,100,000円
第 3 級	13,600,000円	10,700,000円
第 4 級	12,100,000円	9,500,000円
第 5 級	10,300,000円	8,200,000円
第 6 級	9,000,000円	7,000,000円
第 7 級	7,600,000円	5,900,000円
第 8 級	6,400,000円	4,900,000円
備考		
<p>1 「特に危険な状況下において特別の任務を遂行している場合」であつて、その危険が異常であり、かつ、障害の程度が第1級に該当するものについては、この表による金額に1,900,000円を加算する。</p> <p>2 この表の障害等級又は金額の決定については、国家公務員災害補償法第13条第2項、第5項から第7項までの規定の例による。</p>		

別表第5（第4条関係）

障害の程度	状況の区分	
	対領空侵犯措置に従事している 場合又は特に危険な状況下にお いて特別の任務を遂行している 場合	その他の場合
第1級	25,200,000円	18,700,000円
第2級	22,000,000円	15,500,000円
第3級	18,700,000円	13,600,000円
第4級	16,700,000円	12,100,000円
第5級	14,400,000円	10,300,000円
第6級	12,400,000円	9,000,000円
第7級	10,300,000円	7,600,000円
第8級	8,800,000円	6,400,000円

備考
この表の障害等級又は金額の決定については、国家公務員災害補償法第13条第2項、第5項から第7項までの規定の例による。